

香美町農業委員会総会(第5回)議事録

1 開催日時 令和4年8月25日(木) 9:30~10:10

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	田中	一馬
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一

4 欠席農業委員(1人)

4番 西村 功

5 出席農地利用最適化推進委員(7人)

	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(3人)

代表	1番	中川	君雄
	6番	田中	晃
	9番	毛戸	良久

7 議事日程

第1 会期の決定 8月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(2)無線基地局の事業計画について

第4 議案第14号 非農地証明願承認について

第5 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は10番「山本 薫委員」と11番「田中一馬委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、10番「山本 薫委員」と11番「田中一馬委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、無線基地局の事業計画を6件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております、県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっており、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第14号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから13ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第14号 番号1番の非農地証明願について、8月22日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」と担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、佐津郵便局から浜側に約200m行きたところにあります。 現地は、20年以上前から耕作放棄地となり、現在は、墓地参詣者の露天駐車場として利用されており、現況写真のとおり雑種地となっていました。周辺は住宅地です。 不在地主である願出人が土地を整理することに伴う地目変更登記のための願出です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第14号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>次に議案第14号 番号2番の非農地証明願について、8月22日に現地調査委員であります「山本薫委員」と担当委員であります「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
11番	<p>申請地は、県道香住村岡線にある道の駅あゆの里から香住方面に約2kmのところにある山田集落に入る橋がありますが、その橋を渡って約2kmのところにある山田集落の2筆になります。 現地は、現況写真のとおり杉や雑木が生い茂る山林となっていました。 不在地主である願出人が土地を整理することに伴う地目変更登記のための願出です。</p>
議 長	<p>「田中一馬委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第14号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読をする。</p>
議 長	<p>事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。</p>
農林担当	<p>「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。</p>
議 長	<p>担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第15号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第15号は原案のとおり決定しました。</p>

議 長 | 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊦

㊦